



佐賀労働局発表
令和4年11月18日



【照会先】

佐賀労働局 労働基準部健康安全課

健康安全課長 貞木 竜成

地方産業安全専門官 小宮 隆寛

電話 0952 (32) 7176 (直通)

労働基準部長による緊急要請を行いました

～建設業において死亡災害が多発しています～

佐賀労働局では、平成30年度から5年間で死亡者数の15%以上の減少を目標として労働災害防止対策の強化を図っているところですが、残念ながら令和4年に入り佐賀県内ですでに4件の死亡労働災害が発生しており、さらにその全てが建設業での発生という大変憂慮すべき事態となっています。

このような事態を踏まえて、以下のとおり、建設業の労働災害防止団体である「建設業労働災害防止協会佐賀県支部」に対して、佐賀労働局労働基準部長による緊急要請を行いました。

1 日時

令和4年11月15日（火）10:00～

2 場所

佐賀第二合同庁舎3階大会議室2
（佐賀市駅前中央3丁目3番20号）

3 要請内容

別紙1のとおり

（添付資料）

- 1 別紙1「死亡労働災害防止に向けた緊急要請について」（緊急要請文書）
- 2 別紙2「緊急要請文書交付の状況」（写真レポート）

佐労基発 1115 第 1 号

令和 4 年 11 月 15 日

建設業労働災害防止協会佐賀県支部

支 部 長 松 尾 哲 吾 殿

佐賀労働局労働基準部長



死亡労働災害防止に向けた緊急要請について

佐賀労働局では、平成 30 年度から 5 年間で死亡者数の 15%以上の減少を目標とする「佐賀労働局第 1 3 次労働災害防止計画」を踏まえ、労働災害防止対策の強化を図っているところですが、残念ながら今年に入り管内ですでに 4 件の死亡労働災害が発生しており、さらにその全てが建設業での発生という大変憂慮すべき事態となっています。(別添 1)

もとより労働災害はあってはならないものであり、これ以上の尊い生命が失われることのないよう、建設業において死亡災害を防止するための取組が求められますが、その中において貴会が果たすべき役割は極めて重要であります。

つきましては、建設業における死亡・重篤災害の撲滅にむけて、貴会におかれましては、会員事業場への周知及び指導並びに自主的な安全衛生活動の実施などについて、下記事項に留意の上、より一層の取組が推進されるようお取り計らいください。

記

- (1) 経営トップが死亡・重篤災害防止について所信を表明するとともに、自らが率先して参画するなど安全パトロールの強化を図ること。
- (2) 工事現場においては、労働安全衛生法第 30 条に基づく特定元方事業者等の講ずべき措置を確実に実施すること。特に、労働災害は中小規模事業者で多く発生していることを鑑み、特定元方事業者は、当該事業者に対する労働災害防止のために必要な事項に係る指導及び援助を適切に行うこと。また、工事現場の状況等に応じた安全管理体制の確立と安全衛生活動の点検・見直しを行うことにより、実効性を伴った労働安全衛生活動を推進すること。
- (3) 建設業三大災害（墜落・土砂崩壊・重機）の防止対策を徹底すること。
- (4) 車両系建設機械・移動式クレーン等の無資格運転の禁止を徹底すること。
- (5) 作業指揮者による適正な作業指示を行い、労働者の危険箇所への立ち入り禁止を徹底すること。
- (6) 貴会においては、建設業労働災害防止規程第 186 条に基づき、当該規程が遵守されるよう、会員に対し、講習会、現場指導を行うこと等により、その周知徹底を図ること。

佐賀県内における死亡労働災害の概要

【令和4年】

令和4年10月20日現在

番号	業 種	管轄署	発生日 時 刻	被災者 年 齢	事故の型	起因物	発 生 状 況
1	建設業	佐賀署	R4.5.6 13時45分頃	男 60歳代	激突され	不整地運搬車	農地の畦道の造成工事を施工中、被災者とは別の労働者が不整地運搬車を運転して隣接する農道を通り移動しようとしていた際、近くにいた被災者が運転を代ろうとし、同車の前方を通過しようとしたところ、同車が前進し被災者に激突し、農道に隣接する水路へ車両ごと転落した。
2	建設業	武雄署	R4.5.13 16時00分頃	男 70歳代	墜落・転落	建築物、構築物	機械設備の撤去のため、高さ3. 2mの架台上で架設通路を取り外す作業中、架台の小梁に足をかけたところ、小梁と架設通路を固定するボルトが外されていたため小梁が外れ、コンクリート床面に墜落した。
3	建設業	佐賀署	R4.9.15 10時35分頃	男 60歳代	墜落・転落	屋根、はり、もや、けた、合掌	民家倉庫のスレート屋根改修工事において、スレート屋根に上り、補修箇所寸法の計測していたところ、当該スレート屋根を踏み抜き、高さ約4. 7メートル下のコンクリート床面に墜落した。
4	建設業	佐賀署	R4.10.11 13時07分頃	男 40歳代	崩壊、倒壊	基礎工事用機械	移動式クレーンを用いた鋼矢板の打設作業中、重量約700キログラムの矢板をつり上げ棚杭に仮設後、玉掛け用ワイヤーロープを外し、振動式杭打機により矢板頭部を挟み込もうとしたところ、矢板が倒れ付近で作業していた被災者の頭部に激突した。

【令和3年】

番号	業 種	管轄署	発生日 時 刻	被災者 年 齢	事故の型	起因物	発 生 状 況
1	建設業	唐津署	R3. 2.20 8時00分頃	男 30歳代	墜落・転落	建築物、構築物	煙突解体工事において、支持用部材の切断作業のために高さ約40mの作業床を移動中、床面の開口部から墜落した。
2	製造業	伊万里署	R3. 3.17 3時30分頃	男 60歳代	激突され	フォークリフト	木材の廃材を集積する作業を行うため廃材置場を通行していたところ、廃材を搬入しに来たフォークリフトにはねられた。
3	採石業	武雄署	R3. 6.30 15時15分頃	男 50歳代	はさまれ・巻き込まれ	整地・運搬・積込み用機械	コンベヤーの復旧作業のため、操作室から当該コンベヤー設置箇所まで徒歩で移動し、復旧後徒歩で操作室に戻っている途中、トラクターショベルに轢かれた。
4	保健衛生業	唐津署	R3. 8.6 17時00分頃	女 60歳代	その他	その他の起因物	新型コロナウイルスに感染していた児童から感染し、新型コロナウイルス感染症により死亡した。
5	建設業	佐賀署	R3.10.12 13時40分頃	男 70歳代	墜落・転落	移動式クレーン	培養土が入ったフレコンバックを横付けした2機の移動式クレーン間で移し替えていたところ、地上1.2mの荷台上で玉掛作業に従事していた被災者が地面に墜落した。
6	建設業	佐賀署	R3.10.29 16時10分頃	男 60歳代	おぼれ	水	草刈機で斜面の雑木等を刈る作業を行っていた被災者が勾配約50度、湖面からの高さ1.3mの地点から水中に墜落し、溺死した。

※表中の業種、業務上外等については、未確定のものも記載している。



緊急要請文書を読み上げる労働基準部長



緊急要請文書の交付の状況



緊急要請文書交付後に今後の取組等について
意見交換を行う状況